

兵庫県環境審議会鳥獣部会（第1回）議事録

- 1 日時：令和3年12月20日(月)13:30～17:00
- 2 場所：兵庫県中央労働センター 小ホール
- 3 審議事項
 - (1) 第13次鳥獣保護管理計画（案）について
 - (2) 第3期ニホンジカ管理計画（案）について
 - (3) 第3期イノシシ管理計画（案）について
 - (4) 第2期ツキノワグマ管理計画（案）について
 - (5) 第3期ニホンザル管理計画（案）について
 - (6) 鳥獣保護管理法第14条による制限解除について
 - (7) 総括
- 4 委員の出欠

委員出席者

副会長	中瀬 勲
部会長	江崎 保男
委員	福島 清孝
委員	太田 英利
委員	高畑 由起夫
委員	谷口 誠司
委員	築山 佳永
委員	中澤 明吉
委員	横山 真弓

計 9名

欠 席 者

会 長 鈴木 胖

計 1名

5 部会の成立

兵庫県環境審議会条例第5条第2項の規定に基づき、兵庫県環境審議会鳥獣部会委員（委員及び特別委員）8名中、8名の委員の出席により会議は成立。

6 議事

(1) 第13次鳥獣保護管理計画（案）について

(I 委員)

指定管理鳥獣捕獲等事業における但馬地域におけるシカ捕獲について、現在は隔年で捕獲事業を、隔年で調査事業を実施しているが、これまでの調査事業である程度地域における効率的な捕獲手法は確率されたことから、今後は毎年捕獲を実施して捕獲圧を高めるべき。

(事務局)

調査と捕獲を単年において一体的に実施することを現在検討している。

(J 委員)

感染症への対応について、豚熱に関しても、鳥フルと同様、人材の育成・確保を含めたサーベイランス体制の確立についても記載するべき。

(事務局)

今後5年間におけるの体制整備にかかる目標設定についても、記載を検討したい。

(E 委員)

指定管理鳥獣等捕獲について、県境における捕獲について踏み込んだ対応を記載していることは評価できるが、シカ被害が拡大してから対応を検討しているのでは遅いので、事前に隣接府県との調整を進めるべき。

京都府、岡山県などの隣接県との調整はどうなっているのか。

(事務局)

岡山県、鳥取県については、10月を捕獲強化月間としてこれまで捕獲を連携して実施しており、今後もこの取り組みを継続していく。

京都府とは丹後地域におけるシカの捕獲連携のため、今月、環境省などを交えた意

見交換会を開催し、広域連携について、調整を開始したところである。

鳥取県については、来年度から指定管理捕獲事業を連携して実施することとしている。

(事務局)

三木市の休猟区について、今後、狩猟鳥獣の回復動向を前提に、猟友会および森林動物研究センターなどの意見を踏まえながら見直しを検討する旨を補足説明。

(2) 第3期二ホンジカ管理計画(案)について

(C委員)

SPUE(目撃効率)が効果的な目標評価の指標となる理由を補足してほしい。

(事務局)

本来であれば生息密度を指標として用いたいところであるが、現時点では地域別の精密な数値が出せないため、シカの生息密度及び農林業被害との相関関係があり、全ての県内市町から同様の精度のデータが取れるSPUE(目撃効率)を利用することとしている。

(F委員)

シカによる林業の被害が減少している理由を教えてください。

また、農業被害については対策効果があまり出ていないという解釈でいいのか。

(事務局)

林業被害の減少については、かつては造林地面積がたくさんあり、そこでの林業被害が発生していたが、現在は、近年の人工林の成熟化に伴い、造林地面積が減少していることが一つの要因としてあげられる。農業被害の減少量が林業被害に比べて少ないことについては、集落の高齢化、過疎化により対応力が低下していることが要因としてあげられているが、一方で被害対策をしっかりと行えば農業被害が減少することも確認されているので、対策を引き続き実施する。

(F委員)

H30年度の下層植生衰退の状況について、美方郡地域においては、衰退度が0となっているものの、シカの生息密度は増えている。これは、美方郡においては下層植生の被害が少なかったものの、シカの生息密度が増加したという解釈でいいのか。

(事務局)

ご指摘いただいたのはH30年度の調査結果であるが、最新の調査結果では、美方郡においてもオレンジ色(衰退度2)くらいには下層植生の被害が増加してくるだろうと思われる。過去4年で被害状況は大きく変化していると思われる。

(D委員)

シカ管理計画の8ページの(3)被害防除について、農業被害のみの記載にとどまっているのは林業被害が軽減傾向にあるためか？

(事務局)

これから再生林の時期に移っていくことに伴い、林業被害状況についても悪化する可能性もあることを踏まえ「農林業被害」という記載に改めるようにする。

(B委員)

生息密度分布については令和2年度版であり、と下層植生の被害分布については平成30年度版であり、説明する際は、いつの時期のデータなのかをはっきりさせてから説明いただきたい。

(事務局)

今後の説明時には留意させていただきます。なお、下層植生の被害分布にかかる調査は4年に1度であり、直近のものが平成30年度調査になる、次回は令和4年度に調査を実施することになる。

(F委員)

下層植生の衰退については、美方郡のように、数年後には現在の状況から被害状況が大きく変化することも起こりうるため、将来予測も踏まえながら対策を行っていくべき。

(事務局)

資料編14ページに記載の通り、SPUEについて1.0に達した場合と、0.5に達した場合に分けて将来予測をしており、これらに基づいて対策を講じていく。

(H委員)

シカの林業被害発生の指標値として、第3期計画から新たに「スギの幼齢木の食害程度」が導入されたが、どうしてなのか。また、この幼齢木の対象がスギだけでヒノキが含まれない理由はあるのか。

(事務局)

これまでの管理計画では林業被害の指標の考え方が示せていなかったが、森林動物研究センターにおいてスギや赤松などの道路際の幼齢木の食害状況を調査する中で、シカの生息密度と相関関係があることが見えてきた。

ヒノキはシカの嗜好性が高いため、シカの生息密度が低かったとしても深刻な食害を受けてしまい、林業被害を把握する指標としては合わない。

なお、生息密度が非常に高い地域においては、スギも全て被害にあってしまうこと

を補完するためにスギよりも嗜好性の低い赤松も対象樹種としている。

(3) 第3期イノシシ管理計画(案)について

(C委員)

家島のイノシシは人間が運んだものか。それとも本州から泳いで渡ったのか。

(事務局)

1980年代から、本州で分布拡大したイノシシが家島や沼島などの島嶼部に泳いで渡ったものと考えられている。これらの地域では10年ほど前から頻繁に目撃されるようになり、現在は高密度となっている状況である。

(C委員)

シカの生息数を減少させ、森林植生が回復したら、イノシシの出没は減ると考えていいのか。

(事務局)

シカが高密度な地域はイノシシが低密度というパターンはあるが、その因果関係については不明である。

(C委員)

神戸、姫路、明石などの都市部に出現する個体は生ごみなどを狙っているのか。

(事務局)

神戸の六甲地域においては、人による餌付けが要因と考えられるが、その他の地域では、山林の間の田畑を宅地開発し、本来イノシシの生息域であった場所に住宅が出現していることが要因ではないかと考えているが、詳細は不明である。

(E委員)

淡路島のイノシシが豚との雑種化が進んでおり、繁殖能力が高まっていると聞いたことがあるが、淡路島の雑種化の状況はどうなっているのか。

(事務局)

淡路の北淡地域は元々イノシシが生息していなかった地域であり、イノブタ由来の遺伝子が入っていると言われているが、現在、戻し交雑のため、ほぼイノシシの遺伝子構造に近づいているという研究結果がある。

(G委員)

三田の北西部などを中心に放置田が増えており、放置された刈草等から生じたミミズなどを狙ってイノシシが出現していると聞いているが、地域住民からの苦情などはあるか？

(事務局)

農林業被害以外の畔の荒廃などの精神被害があることは承知しているが、耕作放棄地の対策やイノシシのひそみ場の解消などの対策を継続していくしか今のところ方法はない。

(4) 第2期ツキノワグマ管理計画(案)について

(B委員)

これまでの推定方法と新たな推定方法は、一連のものとして説明できるのか?

(事務局)

過去の推定生息数から数値の変動はあるものの、基本的な推定方法は従来のもので踏襲しており、ツキノワグマ広域協議会で近隣府県のデータを集約して分析することで、地域個体群全体および各府県のユニットの推定生息数を正確に導き出すことができた。

(J委員)

ツキノワグマの狩猟について、県内の西側と東側で、狩猟実施の可否が異なってくる可能性があるが、狩猟者団体として、または事務局として、狩猟者のルールの順守を担保できるか。

(I委員)

県にルールを明確にしてもらえれば狩猟者は順守すると思う。

(事務局)

狩猟解禁に際しては、事前登録及び事前講習を予定しているので、その際に区域やルールについては、周知を徹底していく。

5 第3期ニホンザル管理計画(案)について

(E委員)

ニホンザルはオスは群れを出て、遺伝的な多様性を保っていると聞かすが、今は遺伝的には健全な状態を保っているのか?

(事務局)

孤立した個体群の中で急激な遺伝的な劣化を招いてはいないが、引き続きモニタリングを実施して注視していきたい。

(C委員)

兵庫県内のニホンザル個体群は、全国の個体群と比較した際にはどのような評価を受けているのか。

(事務局)

県内の個体群はそれぞれが孤立しているため、保全生物学上は、遺伝的多様性の確保に努めていかなければならないが、残念ながら全ての個体群が農業被害等を発生させている。環境省からも全国的にも県内の個体群は孤立しているという指摘を受けているので、個体群を絶滅させないように今後も注視していく。

(F委員)

被害対策レベルが高いものの、被害レベルが高い場合は、個体数を減らすしか方法はないという判断に基づき、対応を実施していくということか。

霊長類の研究者としては、できるだけ人と猿の共存を図ってほしいと考える。

(事務局)

被害対策をしっかりと実施しているものの加害レベルが4以上なら捕獲をすることとなる。ただ、個体群の絶滅は避けなければならないので、個体数がある程度維持できている場合に捕獲圧をかけるということになる。ただ、美方群や城崎においては、他地域と同様の管理を行うと絶滅する恐れがあるので、より気をつけて対応していく。

(6) 鳥獣保護管理法第14条による制限解除について

特に意見なし

(7) 総括

長時間にわたって、色々な議題についての説明を受けたため、本日の説明だけをもってパブリックコメントへ移るのはいかがなものかと考える。

(事務局)

回答期間を設けて委員の先生方から追加の意見を頂戴することとし、必要があれば個別説明に伺いたい。